資料１

電気通信事業法施行規則等の一部改正について
（諮問第３０３１号）

＜目　　次＞

１　報告書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
　○ 概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　○ 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

平成２３年３月２９日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長　　根　岸　　哲　殿

ユニバーサルサービス委員会
主査代理　　酒　井　　善　則

報　告　書（案）

平成２３年１月２５日付け諮問第３０３１号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

１　本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

２　なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

別　添

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）

平成２３年３月２９日
情報通信行政・郵政行政審議会

1　基礎的電気通信役務の範囲（第14条関係）

意見1　NTT東・西以外の事業者に対して、約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは事業運営上の負担が大きく軽減すべきであり、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。	考え方1
今回の改正案では、加入電話を提供する事業者の光IP電話が基礎的電気通信役務の対象として追加されることとなりましたが、適格電気通信事業者であるNTT東・西以外の事業者が、光IP電話の提供を推進したとしても、メタル回線を独占的に保有するNTT東・西が、自らメタル撤去をしない限り、直ちには「光の道」実現に結びつきません。それにも拘わらず、NTT東・西以外の事業者に対して約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは、事業運営上、時間やコスト等の負担が大きくなるだけであり妥当ではありません。 加えて、今回の改正案では、0ABJ光IP電話を提供する事業者において加入電話の提供有無だけで適用される規制に差が生じることとなり、規制が適用される事業者は、機動的な料金設定ができない等不利になることが懸念されます。 以上より、NTT東・西以外の事業者に対する約款届出や会計整理等各種規制の負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。 【KDDI 株式会社】	情報通信審議会答申（「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」(H22.12.14)。以下「情通審答申」という。）では、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光 IP 電話を基礎的電気通信役務の対象とすることが適当であるとしており、今回の改正案はこれに基づき制度化するものである。 なお、情通審答申にも示されたとおり、今後の競争状況を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には見直しが必要になる場合もあると考えられる。
意見2　基礎的電気通信役務の要件とされている「一の種類の電気通信役務の大部分がFTTHである場合」の「大部分」として想定する具体的な数値等を示すべき。	**考え方2**
基礎的電気通信役務の要件として、「当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているとき」と示されていますが、電気通信事業者におけるユニバーサルサービス提供義務発生の予見性を確保するために、「大部分」という文言で想定する具体的な数値等を示すべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	今回の改正案では、ごく一部に FTTH 以外のものが含まれる程度で、全体として FTTH による電話サービスと捉えることが適当なサービスについて基礎的電気通信役務の対象とする観点から、「大部分がFTTHで提供されているとき」を基礎的電気通信役務の要件としたものである。こうした趣旨を踏まえると、「大部分」とは、当該サービスの提供方法等によっても変わってくると考えられるが、当面は、数値的には、概ね当該サービスの総回線数の9割程度を目途とすることが適当ではないかと考えられる。

２　基礎的電気通信役務の提供方法等の報告（第１４条の２関係）

意見３　他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、機動的なサービス展開の障害等となることが懸念されるため、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべき。	考え方３
本規定は、「利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合」に「他の役務」の提供方法等について事前の報告義務を課すというものであり、その「他の役務」の具体的な例として「自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など」と諮問時の説明資料に示されています。 しかしながら、改正案においては「他の役務」の範囲について特段の限定がされていないことから、適格電気通信事業者以外の事業者のサービスについてまで報告義務が課せられて、事業者側の負担が増すことや機動的なサービス展開の障害となること等が懸念されるため、報告に係る負荷は軽減すべきであり、その対象を適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すことが必要と考えます。 【KDDI 株式会社】	今回の改正案では、光IP電話の契約において当該光IP電話以外の役務の契約が必要とされる場合、基本料金の合算額が一定額以下であるものを基礎的電気通信役務の対象としていることから、他の事業者の役務に係る契約が必要とされる場合には、他の事業者の役務の基本料金の額を確認することが必要である。 この場合、各事業者の負担や責任範囲等を勘案すると、合算に必要となる他の事業者の役務の基本料金の確認は、総務大臣が行うことが適当であり、こうした対応に必要な制度として第１４条の２の報告を設けるものである。
意見４　他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、スケジュールの実態を考慮し、円滑なサービス提供が阻害されることがないようにすべき。	考え方４
「実施の日の三十日前までに総務大臣に報告」としていますが、電気通信事業者のサービス開発（提供方法や基本料金の額の決定等）のスケジュールの実態を考慮し、当該手続きによって、円滑なサービス提供を阻害することがないようにすべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	第１４条の２の報告については、行政における必要な事務手続を勘案して報告の期限を定めているものであるが、制度施行後、行政における事務手続の状況、各事業者のサービスの提供の状況等を十分に踏まえ、必要な場合には見直しの検討を行うことが適当と考えられる。

３　基礎的電気通信役務の提供（第２２条の２関係）

意見５　メタルの加入電話に代えて光IP電話により提供を行う場合の総務大臣への報告について、NTT東・西のメタル回線を借りてサービスを提供する事業者には課すこととせず、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべき。	考え方５
提供区域等の報告義務を新たに課すのは、今後、ある地域で加入電話の代わりに光IP電話が提供されると、その地域では加入電話が利用できなくなり、利用者への影響等が大きいことから、その地域を事前に把握するためと理解しています。 加入電話（ドライカッパ電話）を提供する接続事業者は、NTT東・西が独占的に保有するメタル回線を借りてサービスを提供していますが、NTT東・西が、ある提供区域のメタルを撤去する前に、接続事業者がその区域のドライカッパ電話の代わりに自社の光IP電話を提供してユーザーを移行させたとしても、この報告義務が課せられます。しかしながら、その後ユーザーが接続事業者の光IP電話を利用しなくなったとしても、NTT東・西がメタル回線を撤去しない限り加入電話を利用可能でありユニバーサルサービスが確保されていることから、その地域でNTT東・西が加入電話の代わりに光IP電話を提供する際に自ら報告すれば十分といえます。 このため、本報告義務は、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	基礎的電気通信役務には、NTT東・西の加入電話だけでなく、NTT東・西のメタル回線を用いて加入電話を提供する場合（ドライカッパ電話）なども含まれるが、今回の改正案では、これらを含め、基礎的電気通信役務の提供を加入電話に代えて光IP電話により行うこととする場合、利用者等に与える影響が大きいことから、総務大臣への報告を求めることとしているものである。
意見６　加入電話の提供を行わない場合、総務大臣への報告だけでなく、対外公表義務も必要。また、競争環境確保の観点から、接続事業者への情報公開も行うべき。	考え方６
【基本的な考え方】 ・光ファイバでの競争環境の構築 本改正は、「光の道」構想の推進のため、光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性のあるメタルの加入電話の提供義務を緩和することにより、適格電気通信事業者の二重投資を回避させることを主目的としておりますが、一方で、光ファイバでの競争環境の構築が不十分であることから、本来であれば、光ファイバ接続料の検討やIP 網におけるアンバンドル議論等といった競争環境の整備、利活用促進と平仄をあわせて検討を進めるべきものと考えます。 ・情報公開 メタルと光ファイバとでは、電話としての機能だけでなく、ADSL といったインターネット接続サービスにおいても、差分があるため、利用者保護の観点からは、適格電気通	情通審答申では、NTT東・西は、加入電話の新規提供を行わないこととする場合、十分な時間的余裕をもって利用者等への周知を図っていく必要があること、利用者や関係事業者の予見可能性確保等の観点から、基本的な考え方や予定等についてあらかじめ公表し、透明性が高い形で行うことが適当であることを指摘しており、当審議会としても、これらについて確実に行われることを期待する。

信事業者もしくは行政による利用者への十分な周知が必要と考えます。また、同様に接続事業者への適切な情報開示も必要と考えます。 以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。 ■加入電話の提供を行わないとする場合の措置について(省令案第 22 条の 2) 加入電話の提供を行わないこととする区域について、総務大臣への報告だけでなく、明確に期限も区切った上での対外公表義務も必要であると考えます。 メタルについては、DSL サービスやマイライン等、適格電気通信事業者以外の接続事業者が提供しているサービスもあり、情報開示が何ら行われないことは、利用者にとって想定し得ない移行コストの発生、またはサービスの継続的な利用が出来ないなど、不利益な状況になりかねません。 また、利用者に対するのと同様に、競争環境確保の観点では、接続事業者への情報公開も行うべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社】 【イー・モバイル株式会社】	
意見7　メタルによる加入電話を提供せずに、光IP電話のみを提供する場合は、メタル上で実現しているサービスと同等以上の代替サービスを提供できるようにするか、利用者からの要望があればメタル回線を義務的に提供するといった措置が必要。	考え方7
メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は当該光 IP 電話の提供区域等について、総務大臣に報告さえすれば良いことになっています。しかし、当該地域の利用者はメタルが提供されないことによって、マイライン、直収電話、DSL サービスのような競争環境にある様々なサービスを選択することができなくなります。さらに、光ファイバ回線における接続条件や接続点が、メタル上の様々なサービスのように競争を活発化させるものになっていないため、接続事業者の新たなサービス提供の芽を摘むことになっています。 よって、当該地域においては光 IP 電話の東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）による独占となり、それをレバレッジとしてブロードバンドサービスまでもNTT 東西殿の圧倒的な優位性による強い独占化傾向となります。 これは、メタル線の存続／撤去について「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」（2000 年 7 月 3 日）※第 4 章第 2 節に書かれた「メタル線の存続は DSL サービス提供の必要条件であることから、東西 NTT は～（略）～DSL サービスを利用しているユ	今回の改正は、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスとして、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話のいずれかが提供されればよいこととするものである。 電話網からIP網への移行に当たって、マイライン、DSLサービス等のメタル回線上で実現しているサービスをどのように取り扱うこととするかは、ユニバーサルサービスの確保とは異なる課題であるが、事業者間の公正な競争環境の確保や利用者保護の観点から検討が必要な課題と考えられる。 これに関しては、本年3月1日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることになったことから、この審議等を踏まえ、検討されるべきと考えられる。

ーザが料金面、品質面等においてそのサービスと同等又はそれ以上のサービスと考える光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となるようにすべきである。」との考え方に反するものであり、それを基に定められた NTT 東西殿の接続約款 61 条 3 項「（略）～利用している DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」といいます。）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。」にも反することから、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する場合は、接続事業者が光ファイバを利用して DSL サービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるよう、光ファイバ回線において PSTN と同等の GC 接続点の創設並びにドライカッパと同等以下の加入者単位接続料の設定を合わせて行うことが必要です。 また、パブリックコメント募集時の別紙 1 の省令案の概要「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」資料の「（3）法第 25 条の提供義務との関係の明確化等」の備考に「光 IP 電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、～（略）」とあるように、メタルによる加入電話を提供せずに光 IP 電話のみを提供する地域の利用者が、メタル回線でのみ提供されているサービスを要望する場合に特に影響が大きいものとなります。このため前述のように光ファイバ回線においてメタル上で実現しているサービスが料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える代替サービスを提供できるようにするか、当該地域であっても利用者からの要望があればメタル回線を義務的提供するといった措置が合わせて必要です。 ※「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」（2000 年 7 月 3 日） http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/000703j601.html 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	

４ その他

意見８　NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にし、コア網だけでなく、メタルアクセス回線の移行計画を速やかに開示すべき。	考え方８
今回の見直しの前提は、NTT東・西が、「光の道」実現に向けてメタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタルと光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できることと考えます。 見直しの結果、NTT東・西は、加入電話と光IP電話のいずれかを提供すればよいことになりましたが、これではメタル撤去のインセンティブが必ずしも働かないことから、メタルから光への円滑な移行が促進されるのかは明らかではありません。 このため、NTT東・西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にしていくため、コア網についてだけではなく、現状のメタルアクセス回線をいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか等の計画を速やかに開示すべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	NTT東・西は、昨年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表したところであるが、本年３月１日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることになったことなどを踏まえ、今後の検討・取組に資する情報の積極的な提示等が期待される。
意見９　国民負担を前提とした現行制度は望ましくなく、制度見直しの時期を迎えているため、コストの算出・負担方法等含め直ちに抜本的な見直しを行うべき。	考え方９
従前の弊社共意見のとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、「ユニバーサルサービス制度の在り方答申」（2008 年 12 月 16 日）に定める制度見直しの時期を迎えていることからも、コストの算出・コスト負担の方法等を含め、ただちにその在り方について抜本的な見直しを行うことが必要と考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	今回の改正案では、基礎的電気通信役務としての光IP電話の範囲については市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、施行後３年を目途として、制度の見直しを行うこととしており、この規定や制度見直しに対する要請を踏まえ、適時適切に検討を行うことが適当と考えられる。
意見１０ 「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、ユニバーサルアクセスの概念の導入等について検討を進めるべき。	考え方１０
また、「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、従前より検討課題となっているユニバーサルアクセスの概念の導入等についても検討を進めるべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】	今後、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象とすることについては、情通審答申においても検討課題として指摘されており、総務省が昨年１２月２４日に発表した「工程表」においても、今後、ブロードバンドアクセスのユニバ化の検討を行うことが盛り込まれていることから、これらを踏まえ、適時適切に検討を進めることが適当と考えられる。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

Ⅰ　改正の背景

（１）総務省では、平成 21 年 10 月から、「グローバル時代におけるＩＣＴ政策に関するタスクフォース」を開催し、すべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。
（『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』（H22.12.14））

（２）この検討において、ユニバーサルサービス制度については、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光ＩＰ電話」と変更することにより、ＮＴＴ東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当とされた。
（『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』（H22.5.18）、『「光の道」戦略大綱』（H22.8.31））

（３）これを受けて、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について、平成 22 年 7 月に情報通信審議会に諮問を行い、同年 12 月 14 日に、加入電話に相当する光ＩＰ電話を基礎的電気通信役務の対象とすること及びその具体的な対象範囲等について、答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。

（４）今回の電気通信事業法施行規則等の一部改正では、答申を踏まえ、加入電話に相当する光ＩＰ電話を基礎的電気通信役務（＝ユニバーサルサービス）の対象とすること等に関し、主に以下の事項を措置するため、所要の改正を行うこととするものである。

【電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正】

① 加入電話に相当する光ＩＰ電話の基礎的電気通信役務への追加
- 適格電気通信事業者（ＮＴＴ東・西）の加入電話の住宅用基本料の額を勘案して規定。

② 法第 25 条の提供義務との関係の明確化等
- 基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話を提供する場合における法第 25 条との関係、加入電話の提供を行わない場合の総務大臣への報告を規定。

③ 適格電気通信事業者に関する規定の整備
- 適格電気通信事業者の業務区域、基礎的電気通信役務収支表等についての規定を整備。

④ その他
- その他関係規定の整備。

【事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正】

○　加入電話に相当する光ＩＰ電話の基礎的電気通信役務への追加に伴う改正。

【基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部改正】

○　電気通信事業法施行規則の改正に伴う規定の整理。

【電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）の一部改正】

○　基礎的電気通信役務収支表の記載方法に関する規定を整理。

【電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正】

①　優先電話契約数の報告（様式第４）

・ 光ＩＰ電話等に係る優先電話の契約数についての報告を規定。

②　ＩＰ電話契約数の報告（様式第５）

・ 光ＩＰ電話の契約数（基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話を更に再掲）についての報告を規定。

【附　則】

① 施行期日

・ 公布の日から施行。

② 経過措置等

・ 契約約款の届出を３月以内に行うことなど必要な経過措置を設ける。

・ 改正省令の見直しの検討等について規定。

Ⅱ　主な改正の概要

１．電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正

（１）　加入電話に相当する光ＩＰ電話の基礎的電気通信役務への追加

【第 14 条第 3 号関係】

答申を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話の範囲を次のとおり定めるものである。

〈内　容〉

① 加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であること

■答申[18、19 頁抜粋]

第3章　電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第 1 節　基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

ウ　考えられる選択肢についての検討

ヒアリングで寄せられた意見等を踏まえると、今回の見直しにより加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、その規制の適用範囲として

①すべての事業者の光IP電話を対象とする場合

②NTT東・西の光IP電話を対象とする場合

③加入電話を提供している事業者の光IP電話を対象とする場合

といった選択肢が考えられる。

（ウ）③についての検討

③の案は、①の案、②の案で問題とされた点を回避することができ、基礎的電気通通信役務に関する現行制度の趣旨及び今回の見直しの趣旨とも適合するものであることから、総合的に勘案した場合には、この③の案が適当ではないかと考えられる。

② 0AB～J番号を使用する音声伝送役務であること

■答申[10 頁抜粋]

第2章　ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第2節　国民生活に不可欠なサービス（essentiality）

ア　サービスの品質

この観点からは、まず、通話品質等のサービスに係る品質について、光IP電話と加入電話の同等性が確保されているかどうかが論点となる。この点については、0AB～J番号を使用する光IP電話については、加入電話に相当するサービス品質の確保が事業用電気通信設備規則等で求められており、技術的には異なるサービスであったとしても、加入電話と同等のサービス品質が確保されており、ユニバーサルサービスとして妥当と考えられる。

③ 固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの

■答申[6頁抜粋]

第1章　今回の検討の趣旨

第2節　検討の方向性

イ「光の道」構想とユニバーサルサービス制度

早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」と変更することにより、NTT東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。

■答申[27頁抜粋]

第5章　今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題

第4節　光ファイバ以外の技術の扱い

イ　今後の検討に当たっての考慮

今回の制度見直しは、二重投資回避等の観点を踏まえ行うものであり、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることが適当と考えられるが、今後、あまねくブロードバンドを実現するための検討過程において、技術中立性の観点等も踏まえ、光ファイバ以外の技術を利用する場合の扱いについて改めてユニバーサルサービスに含まれるか否かを検討していくことが適当と考えられる。

《備　考》

○ 共同住宅等内におけるVDSL設備等の取扱い

・ マンション等の共同住宅等までの間はFTTHを利用し、共同住宅等内ではVDSL設備等により提供されるものについては、従来から、電気通信事業法施行規則において、FTTHアクセスサービスとして位置づけており、今回の改正においても基礎的電気通信役務の対象となる光IP電話に含めることとする。

○ FTTHとそれ以外の技術によるものを併せて一のサービスとして提供している場合の取扱い

・ IP電話サービスの提供に当たって、他の電気通信事業者の足回り回線を利用することがあるが、現在、こうしたIP電話サービスの提供に当たり、足回り回線がHFCかFTTHであるかを問わず、契約約款等において、一の種類のサービスとして提供されている場合がある。

・ こうした場合、仮にFTTHを利用したもののみを基礎的電気通信役務とすると、一の種類のサービスとして提供されているものの中で規制が異なることとなり、必ずしも適当でない。

・ したがって、こうした場合には、契約約款等におけるサービスの種類を単位として規制の適用を定めることとし、その一の種類のサービスの大部分がFTTHである場合を除き、当該サービス（全体）を基礎的電気通信役務の対象とはしないこととする。

④ 基本料金の額が次のいずれかであること

(1) 適格電気通信事業者（NTT東・西）が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額（1700 円）を超えないものであること

(2) 自治体IRU地域においては、適格電気通信事業者（NTT 東・西）の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額（1700 円）に当該額の１割に相当する額を加えた額（1700 円×1.1=1870 円）未満であること

(3) 当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当するものとして別に告示で定めるもの

■答申[15 頁抜粋]

第2章　ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節　誰もが利用可能な料金（affordability）

イ　対象となる範囲

こうした加入電話と光IP電話の料金面における実態等を踏まえると（中略）、少なくとも、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲内で提供されるのであれば、移行期におけるユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

さらに、今回の見直しの趣旨である光ファイバ整備の促進と、そのための二重投資回避という観点に立った場合、通常の採算ベースでの光IP電話の提供が難しい地域においては、メタルの加入電話に置き換わる光IP電話の基本料額が現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超えることとなる場合であったとしても、自治体IRU方式等による光ファイバの整備が望まれる場合もありうると考えられる。ユニバーサルサービスの対象範囲を限定的にとらえることにより、そうした地域での光ファイバの整備が必ずしも進まない場合もあると考えられ、このような事情がある場合には、現行の加入電話の住宅用基本料額の範囲を超える場合でもユニバーサルサービスとなりうるものと考えられる。

こうした場合においても、提供される光IP電話の基本料額が著しく高い場合には、ユニバーサルサービスとして適当ではないと考えられるが、現在の自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額の程度であれば、現行の加入電話の住宅用３級局の基本料額と比較しても、1割に満たない範囲での違いであり、妥当な範囲の料金と考えられる。

《備　考》

○　基本料金の定義

・　利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金（1月に1回の支払い方法でない場合には、1月当たりに換算した額となる。）とする。

・　付加的な機能やこれに類するもの（屋内配線使用料、端末レンタル料、ユニバーサルサービス料等）の料金は含めないこととする。

○　自治体IRUの定義

・　地方公共団体（地方公共団体が出資する法人（第三セクター）を含む。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供されるものとする。

○　光IP電話が他のサービスと併せて提供されている場合の取扱い

・　光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの利用契約が必要な場合（例：ブロードバンドサービスの利用契約が必要な場合、自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など）は、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≦1700 円の場合（自治体IRU地域においては、(a)+(b)＜1700 円x1.1＝1870 円の場合）を基礎的電気通信役務の対象とする。

・　複数回線利用が必要となる場合等、一の利用者が最低支払わなければならない料金が 1700 円を超える場合（例：最低3回線の利用契約が必要となり、月額の基本料金の額が 3000 円の場合など）は、基礎的電気通信役務の対象としない。

○　(3)の要件を設ける趣旨

自治体IRU地域では、自治体等の光ファイバを使用して自治体等と光IP電話提供事業者が連携してサービスを行い、光IP電話の提供に当たり自治体等が提供する他のサービスの契約を必要とする場合が多い。このような場合には、他のサービスを提供する自治体等の側の事情で限界的な事例が生じることも考えられるため、制度の円滑な運用を図る観点から、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記(1)又は(2)に相当する場合には、別に告示を行うことにより基礎的電気通信役務の対象としうるものである。

（２）提供方法等の報告

【第 14 条の 2 及び様式第 12 の 6 関係】

〈内　容〉

○ 利用者が第14条第3号に規定する光IP電話の提供を受けるために、他事業者の役務契約が必要となる場合は、当該光IP電話を提供する電気通信事業者は、当該光IP電話の提供の方法、提供を行う区域等について、実施の 30 日前までに総務大臣に報告するものとする。

《備　考》

○ 本規定を設ける趣旨

制度の円滑な運用を図る観点から、光IP電話の提供に当たって、光IP電話以外のサービスの契約が必要な場合で、光IP電話以外のサービスの提供を当該光IP電話を提供する事業者以外の者が行っている場合（例：自治体IRU地域において自治体等が提供するサービスの利用契約が必要な場合など）においては、当該サービスの提供に当たって、光IP電話の基本料金の額(a)と、その他のサービスの基本料金の額(b)を合算した額である(a)+(b)≦1700 円（自治体IRU地域においては、(a)+(b)＜1700円x1.1＝1870円）となっているかどうか、そのサービスの提供区域はどこか等を総務大臣が確認できるよう、役務契約が必要となる事業者の名称等も含め、当該サービスの提供方法、提供を行う区域等についての報告を規定するものである。

（３）法第 25 条の提供義務との関係の明確化等

【第 22 条の 2 及び様式第 15 の 2 関係】

〈内　容〉

① 法第 25 条第 1 項の基礎的電気通信役務の提供は、第 14 条第 3 号に規定する光IP電話を提供する電気通信事業者においては、当該光IP電話を提供すれば足りることとする。

② 基礎的電気通信役務の提供を、加入電話に代えて光IP電話により行う場合（光IP電話の提供により加入電話の提供を行わないこととする場合）は、当該光IP電話の提供区域（市町村等の単位）等について、あらかじめ相当な期間の前までに総務大臣に報告するものとする。

■答申［19 頁抜粋］

第3章　電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第 2 節　NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

ア　基本的な考え方

今回のユニバーサルサービス制度の見直しの趣旨を踏まえ、上記の制度の変更を行った場合、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」が可能になると考えられる。

電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでにも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はないのではないかと考えられる。ただし、現行の電気通信事業法では、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」ことが規定されており（第 25 条第 1 項）、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられる。

《備　考》

○ 加入電話の提供を行わない場合の報告を設ける趣旨

光ＩＰ電話を提供することにより、加入電話の提供を行わないこととする場合には、利用者への影響等が大きく、制度の円滑な実施を確保する観点から、その区域等を総務大臣に報告することを規定するものである。

（参考）電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（提供義務）

第25条　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

（４）適格電気通信事業者に関する規定の整備

【第 40 条の 6 並びに様式第 38 及び第 38 の 2 関係】

答申を踏まえ、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話を提供する場合における、業務区域の範囲、基礎的電気通信役務収支表の内容を定めるものである。

〈内　容〉

① 適格電気通信事業者の加入電話の業務区域について、都道府県の区域における提供可能な割合がすべての世帯数に占める割合が100分の100とする基準を、加入電話又は第 14 条第 3 号に規定する光IP電話により、この基準を満たせばよいものとする。

② 適格電気通信事業者が毎事業年度経過後5月以内に提出する基礎的電気通信役務収支表について、第 14 条第 3 号の光IP電話に係る収支の区分を設けることとする。

■答申［10 頁抜粋］

第2章　ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第 1 節　地域間格差なくどこでも利用可能（availability）

地域間格差なくどこでも利用可能なサービスとは、全国どこでも利用可能であることを意味する。今回の見直しの趣旨は、ユニバーサルサービスの範囲を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」としても、加入電話と光IP電話のいずれかにより全国における利用は確保されるものであり、地域間格差なくどこでも利用可能という点について、要件を満たすものと考えられる。

２．事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の一部改正

【第 3 条、第 52 条及び第 53 条関係等】

加入電話に相当する光ＩＰ電話を基礎的電気通信役務の対象とすることに伴い、インターネットプロトコル電話用設備に関する技術基準について、規定の整備を行うものである。

〈内　容〉

① 　第5章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の第5節を「アナログ電話用設備」から、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」に変更し、必要な規定の準用を行う。

② その他、所要の規定の整備を行う。

３．附則（経過措置等）関係

【附則１～７関係】

この省令の施行日を定めるとともに、経過措置等として、施行に当たり、基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話を提供する場合における契約約款の提出を３月以内に行わなければならないこととすること、当該光ＩＰ電話の料金について、その円滑な移行を図る等の観点から、当分の間、利用者の利益の保護が特に必要な場合に減免を許容すること等の措置を規定するものである。

また、今後の検討として、第 14 条第 3 号に規定する基礎的電気通信役務の対象となる光ＩＰ電話の範囲について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案して、必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後３年を目途に新制度全般の見直しを行うこと等について規定するものである。

〈内　容〉

① この省令は、公布の日から施行するものとする。

② 第 14 条第 3 号に規定する光IP電話に係る契約約款の届出等については、省令の施行日から3月以内に行わなければならないこととする。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、当該光IP電話役務は基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

③ 当分の間、第 14 条第 3 号に規定する光IP電話を提供する事業者が光IP電話への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益に保護を図るために、特に必要と認める場合に料金の減免を許容する。

④ 第14条第3号に規定する光IP電話については、補填を行わないため、当分の間、「基礎的電気通信役務収支表」については、従前の様式で提出することとする。

⑤ 第14条第3号に規定する光IP電話の収支を含む電気通信事業会計規則別表第2様式第14（基礎的電気通信役務損益明細表）の適用については、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用する。

⑥ 第 14 条第 3 号に規定する光IP電話について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案してな必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後3年を目途として、新制度の見直しを行いその結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

■答申[22 頁抜粋]
第4章　補填の在り方

第１節　補填の要否

ウ　補填対象額算定方式の在り方

以上の点を踏まえると、補填対象額の算定に際しての、コストの算定方法、補填対象地域の特定方法、補填対象額の算定方式については、当面は現行の仕組みを維持することが適当である。

また、補填対象額の算定に当たり、高コスト地域の加入者回線の一部が光IP電話に移行した場合であっても、当面は、従来どおり、需要に対応したメタル回線に係るコストのみを補填する現行の仕組みを継続することが適当と考えられる。

■答申[16 頁抜粋]

第2章　ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲

第3節　誰もが利用可能な料金（affordability）

ウ　今後の課題等

（イ）今後の検討課題

今後、例えば、自治体IRU地域等において新たに提供される光IP電話の基本料額が、現在、自治体IRU地域で提供されている光IP電話の基本料額を超える場合について、そのサービスの提供状況や利用動向等の検証を踏まえ、光ファイバ整備促進等の観点から認められる場合があるのではないか、また、自治体IRU地域等ではない地域においても、同様の事情がある場合はないか、といった点について、必要に応じ検討を行っていくことが適当であると考えられる。

（中略）

さらにブロードバンドサービスと一体で提供される光IP電話についても、今後、さらに多様なサービスや料金プランの出現も想定されることを踏まえると、そのサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、ユニバーサルサービスの対象について検討することが適当であると考えられる。

■「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方[意見・考え方 20 抜粋]

意見20　基礎的電気通信役務に課される約款等の規制については、過度な規制にならないよう配意して検討していくべき。

考え方20　答申(案)を踏まえた省令改正等の今後の制度整備において、事業者に過度な負担とならないよう検討を進めることが適当と考えられる。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基礎的電気通信役務の範囲） 第十四条　法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。 一　アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二条の二の二第一項第一号及び第二十七条の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。） イ　アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務　アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの ロ　（略） ハ　アナログ電話用設備に係る緊急通報　警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。） 二　第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。） イ　第一種公衆電話機に係る市内通信　第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同	（基礎的電気通信役務の範囲） 第十四条　（同上） 一　（同上） イ　（同上） ロ　（同上） ハ　（同上） 二　（同上） イ　（同上）

一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ　（略）

ハ　第一種公衆電話機に係る緊急通報　警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

三　第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ　インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務　インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）

ロ　（同上）

ハ　（同上）

が、第一号イに掲げる電気通信役務（適格電気通信事業者が提供するものに限る。）のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額で提供されるもの

(2) 地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される光電話役務であつて、(1)に規定する基本料金の額が、月額住宅用基本料金の最高額に当該額の一割に相当する額を加えた額未満で提供されるもの

(3) 光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて(1)又は(2)に規定する光電話役務に相当するものとして別に告示で定めるもの

ロ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（イに該当する電気通信役務に係るものに限る。）に係る緊急通報　警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出）

第十五条　法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（基礎的電気通信役務の料金の減免の基準）

第十七条　法第十九条第四項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。

一～六（略）

（通信量等の記録方法）

第二十一条　（略）

（契約約款等の公表）

第二十二条　（略）

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二　法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。）は、第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2　前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出）

第十五条　（同上）

（基礎的電気通信役務の料金の減免の基準）

第十七条　（同上）

一～六（同上）

（通信量等の記録方法）

第二十条の二　（同上）

第二十一条から第二十二条まで　削除

（契約約款等の公表）

第二十二条の二　（同上）

その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二　法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一　（略）

二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イ～ロ　（略）

ハ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

ニ　（略）

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一　（略）

二　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イ～ホ　（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二　（同上）

一　（同上）

二　（同上）

イ～ロ　（同上）

ハ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

ニ　（同上）

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　（同上）

一　（同上）

二　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

イ～ホ　（同上）

三～八　（略）
九　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備
イ　第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びヰに掲げるものを除く。）
ロ～ホ　（略）
ヘ　インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
ト　インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
チ　インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書
リ　その他イからチまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

（適格電気通信事業者の指定の申請様式等）
第四十条の三　法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一　様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）
二　基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
三　基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
四～五　（略）

（緊急通報の通信回数）
第四十条の四の二　総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができ

三～八　（同上）
九　（同上）
イ　第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及びヰに掲げるものを除く。）
ロ～ホ　（同上）
ヘ　その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

（適格電気通信事業者の指定の申請様式等）
第四十条の三　（同上）
一　（同上）
二　（同上）
三　（同上）
四～五　（同上）

（緊急通報の通信回数）
第四十条の四の二　総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ及び第二号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

る。

２　総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

（適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五　適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六　法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務　第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二　（略）

２　総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

（適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五　（同上）

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六　法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第十四条第一号に掲げる基礎的電気通信役務　当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二　（同上）

様式第12の6（第14条の2関係）

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名　（自筆で記入したときは押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連　絡　先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第１４条第３号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、（１）、（２）又は（３）のいずれによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

２　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第１４条第３号に規定する基礎的電気通信役務について記載すること。

３　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

４　参考となる資料があれば添付すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第15の2（第22条の2第2項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名　（自筆で記入したときは押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連　絡　先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注1　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。
2　参考となる資料があれば添付すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第３８（第４０条の３、第４０条の６第１号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第１０８条第１項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１～２　（略）

３　第１４条第１号及び第３号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第１４条第１号又は第３号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第３８（第４０条の３、第４０条の６第１号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第１０８条第１項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１～２　（略）

３　第１４条第１号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第１４条第１号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第３８の２（第４０条の３第１号、第４０条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで
（単位　　円）

第１表　第１４条第１号から第３号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
				うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
１　第１４条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
２　第１４条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
３　第１４条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第１０８条第１項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

（１）　第１４条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

（２）　第１４条第１号ハ、第２号ハ及び第３号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

注２～４　（略）

第２表　交付金等

様式第３８の２（第４０条の３第１号、第４０条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで
（単位　　円）

第１表　第１４条第１号及び第２号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
				うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
１　第１４条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
２　第１４条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
合　計							

注１　法第１０８条第１項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

（１）　第１４条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

（２）　第１４条第１号ハ及び第２号ハに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

注２～４　（略）

第２表　交付金等

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備 第一節　電気通信回線設備の損壊又は故障の対策 第一款　アナログ電話用設備等（第三条の二―第十六条） 第二款　その他の電気通信回線設備（第十六条の二―第十六条の六） 第二節　秘密の保持（第十七条・第十八条） 第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条―第二十二条） 第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条―第二十五条） 第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備 第一款　アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の三） 第二款　総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四―第三十五条の七） 第三款　アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五） 第四款　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十二） 第五款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の八） 第三章　電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条） 第四章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十八条） 第二節　秘密の保持（第四十九条） 第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条） 第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）	目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備 第一節　電気通信回線設備の損壊又は故障の対策 第一款　アナログ電話用設備等（第三条の二―第十六条） 第二款　その他の電気通信回線設備（第十六条の二―第十六条の六） 第二節　秘密の保持（第十七条・第十八条） 第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第十九条―第二十二条） 第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第二十三条―第二十五条） 第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備 第一款　アナログ電話用設備（第二十六条―第三十五条の二の三） 第二款　総合デジタル通信用設備（第三十五条の二の四―第三十五条の七） 第三款　アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五） 第四款　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十二） 第五款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の八） 第三章　電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条） 第四章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十八条） 第二節　秘密の保持（第四十九条） 第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条） 第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条・第五十三条）

第五章　雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

（定義）

第三条　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一～五　（略）

六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七～九　（略）

第四章　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

（接続品質）

第五十二条　アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トラヒツクについて、次の各号に適合しなければならない。

一　アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

二　アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三　アナログ電話用設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末

第五節　アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章　雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

（定義）

第三条　（同上）

２　（同上）

一～五　（同上）

六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。

七～九　（同上）

第四章　（同上）

第五節　アナログ電話用設備

（接続品質）

第五十二条　（同上）

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

2　前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十三条　第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）について準

（準用）

第五十三条　（同上）

2　第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

4　第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5　第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の十二の規定中「当該電気通信回線設備」とあるのは「当該電気通信設備」と読み替えるものとする。

6　第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

3　（同上）

4　第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（通信量等の記録） 第十三条　適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。 ２　（略）	（通信量等の記録） 第十三条　適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条各号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。 ２　（同上）

○電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

様式第１４

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合　　計				

（記載上の注意）

１　「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第１４条第３号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

２～５　（略）

現行

様式第１４

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名＿＿＿＿＿

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合　　計				

（記載上の注意）

１　「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載すること。

２～５　（略）

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（電気通信役務契約等状況報告等） 第二条　（略） 報告対象役務 / 報告対象事業者 / 様式番号 （略） / （略） / 様式第一及び様式第四 総合デジタル通信サービス / （略） / 様式第一及び様式第四 （略） / （略） / 様式第四及び様式第五 ＩＰ電話（当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。） / （略） / 様式第四及び様式第五 （略） / （略） / 様式第四及び様式第五 ２～３　（略）	（電気通信役務契約等状況報告等） 第二条　（同上） 報告対象役務 / 報告対象事業者 / 様式番号 （同上） / （同上） / 様式第一 総合デジタル通信サービス / （同上） / 様式第一 （同上） / （同上） / 様式第五 ＩＰ電話（当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。） / （同上） / 様式第五 （同上） / （同上） / 様式第五 ２～３　（同上）

様式第４（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年３月３１日現在

サービスの種類

事業者名

都　道　府　県	契　約　数
合　　計	

注１　優先電話（電気通信事業法施行規則第５６条第１号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、ＩＰ電話、携帯電話又はＰＨＳをいう。）について記載すること。
２　「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年３月３１日現在

サービスの種類
機関の種類

事業者名

都　道　府　県	契　約　数
合　　計	

注１　優先電話（電気通信事業法施行規則第５６条第１号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、携帯電話又はＰＨＳをいう。）について記載すること。
２　電気通信事業法施行規則第５６条第１号に掲げる機関の種類ごとに別葉とすること。
３　「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年　月　現在

サービスの種類　ＩＰ電話

事業者名

利用数

注１　ＩＰ電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
２　電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
３　電気通信事業法施行規則第１４条第３号に規定する電気通信役務を提供している場合には、これを再掲すること。
４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービス提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年　月　現在

サービスの種類　ＩＰ電話

事業者名

利用数

注１　ＩＰ電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
２　電気通信番号の種別ごとに記載すること。
３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービス提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供している者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、次に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

一　新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出

二　新施行規則第十四条の二に規定する様式第十二の六の書類の報告（当該電気通信役務の提供に関し、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合に限る。）

3　当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。

4　新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

5　この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

6　この省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第14は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（検討）

7　総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。